

確認印

案件名称

大阪市港区役所
一般廃棄物収集運搬業務委託(単価契約)

仕様書

大阪市 港区役所

1 案件名称

大阪市港区役所一般廃棄物収集運搬業務委託(単価契約)

2 概要

本業務は、発注者が指示する収集場所から一般廃棄物を収集し、大阪広域環境施設組合の処理施設へ運搬するものである。

3 関係法令の遵守

受注者は、業務の遂行にあたって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」(以下「法」という。) その他関係法令及び規則等を遵守しなければならない。

4 許認可等

受注者は、大阪市一般廃棄物収集運搬業許可を有していなければならない。

5 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

6 業務内容

(1) 一般廃棄物の数量

3,500kg

上記数量は概算であるため増減する可能性がある。

(2) 収集場所

大阪市港区市岡1丁目15番25号 大阪市港区役所 東側ごみ置き場

(詳細は箇所図のとおり)

(3) 収集日、収集時間、収集回数

収集日は週2回以上

土曜、日曜、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)をのぞく午前9時から午後5時までを基本とする。ただし委託者の監督職員が別途指示する場合には、別途指示する処理施設の受入時間内に搬入しなければならない。

(4) 作業手法

収集にあたっては、発注者側において計量の上、別図記載の場所に集積を行う。(2)収集場所のとおり受注者においては、当該場所から収集すること。収集場所から一般廃棄物を収集運搬するにあたっては、積み残しのないよう収集すること。

7 提出書類

(1) 受注者は、本業務における業務責任者を定め、発注者に通知すること。業務責任者は、受注者と直接雇用関係を有しているものであり、業務内容を十分に理解し、現場における作業管理及び総括を行うこと。

(2) 受注者は、業務の実施に先立ち、速やかに業務計画書を作成し、発注者へ提出し承認を得ること。提出した内容に変更等が生じる場合は、速やかに変更後の書類を再度提出し、発注者の承認を得ること。

(3) 受注者は、本業務終了後直ちに業務完了報告書を作成し、発注者へ提出すること。

(別紙1のとおり)

8 使用車両

- (1) 受注者は、本業務着手までに、作業に使用する車両について、発注者が定める提出書類及び必要書類を提出し承認を得なければならない。(別紙2のとおり)
- (2) 受注者は、承認を得た車両以外の車両を本業務に使用してはならない。なお、使用車両に変更があった場合は、速やかに必要書類を提出し承認を得なければならない。
- (3) 本業務に使用する車両については、車両使用に係る特記仕様書(別添)に適合するものを使用すること。

9 処理施設

- (1) 処理施設は、大阪市環境局の搬入計画上、原則として東成区、生野区、鶴見区、東住吉区、平野区内で発生した一般廃棄物については八尾工場、その他の区で発生した一般廃棄物については舞洲工場とする。
- (2) 舞洲工場への通行経路は、原則として次のとおりとする。

最終収集区	通行経路(往復)
此花区	指定無し
福島区	安治川右岸線(※1)
その他	高速道路又は夢舞大橋(※2)

(※1) 搬入後、此花区の収集に向かう場合は復路の指定無し。復路に高速道路、夢舞大橋の利用も可。

(※2) 搬入後、此花区の収集に向かう場合は復路の指定無し、福島区の収集に向かう場合は復路に安治川右岸線の利用も可。

- (3) 前項の規定にかかわらず、環境局の運営上の事由により、指定工場以外の工場に搬入先を変更することがあった場合、受注者は協力すること。

10 自動計量システムICカード

自動計量システムICカードは大阪市環境局が貸与したものを使用すること。

11 収集運搬量

提出された計量票の写しに記載された数量をもって収集運搬量とし、出来高とみなす。

12 報告

受注者は、毎月の作業終了後、発注者の指定する業務完了報告書により、業務実施月の翌月10日(ただし、3月分はその月末)までに受注者へ提出すること。

13 作業実施上の留意遵守事項

- (1) 作業あたっては、粉塵の飛散防止を行う等し、施設を汚さないよう注意すること。
- (2) 収集作業中は、周囲の人や車両等の安全を妨げることのないよう十分に配慮すること。
- (3) 収集・運搬の際は、車両制限令を遵守すること。また、荷崩れ、荷こぼし等を起こさないよう留意すること。
- (4) 台風、降雪などの荒天により通常どおりに作業が行えない場合は、当日の作業実施状況について、業務開始前及び途中経過を発注者へ報告し、指示を受けること。
- (5) 処理施設の受入基準に合致しないごみについては、発注者の監督職員の指示に従い対

応すること。

(6) 収集当日の最終運搬車両が搬出する時点で、収集場所にごみを残すことなく収集することを基本とするが、状況により積み残す場合は、発注者の監督職員の承諾を得ること。

14 再委託の禁止

受注者は、本業務を他に再委託してはならない。

15 経費の負担

本業務における処分費及び運搬費の一切は、受注者の負担とする。

16 単価契約

本業務は1キログラムあたりの単価契約とし、発注者受注者間の契約書記載の単価に「収集した一般廃棄物の重量を実kgで計測した実搬出量」を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して行う。

17 遺失物の処理

本業務中に遺失物を拾得、または市民等から届け出があった場合は、遅滞なく警察署に届けなければならない。なお、警察署に届け出た金品等の拾得物について、警察での保管期間中に所有者が判明せず返却された場合、その返却された拾得物の所有権については、大阪市の帰属する。

18 障がいのある人への合理的配慮の提供

受注者は、本業務が本市の事務又は事業を実施する事業者であることから、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)に基づき大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえ、過重な負担が生じない範囲で、障がいのある人が障がいのない人と同等の機会が確保できるよう環境への配慮に努めるとともに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、個々の場面において必要とする社会的障壁の除去について、合理的な配慮の提供に努めなければならない。

19 その他

- (1) 応札にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義がある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知のうえ応札すること。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は発注者の解釈による。
- (2) 本仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に疑義が生じたときは、関係法令に従い、発注者と受注者が協議しこれを取り決める。
- (3) 契約の締結については、令和 7 年度予算が成立したことを条件とする。

21 事業担当

大阪市港区役所総務課(総務・人材育成グループ) 栢木、杉本
552-8510 大阪市港区市岡1丁目15番25号
電話番号 06-6576-9631
FAX 番号 06-6572-9511
メールアドレス tg0001@city.osaka.lg.jp

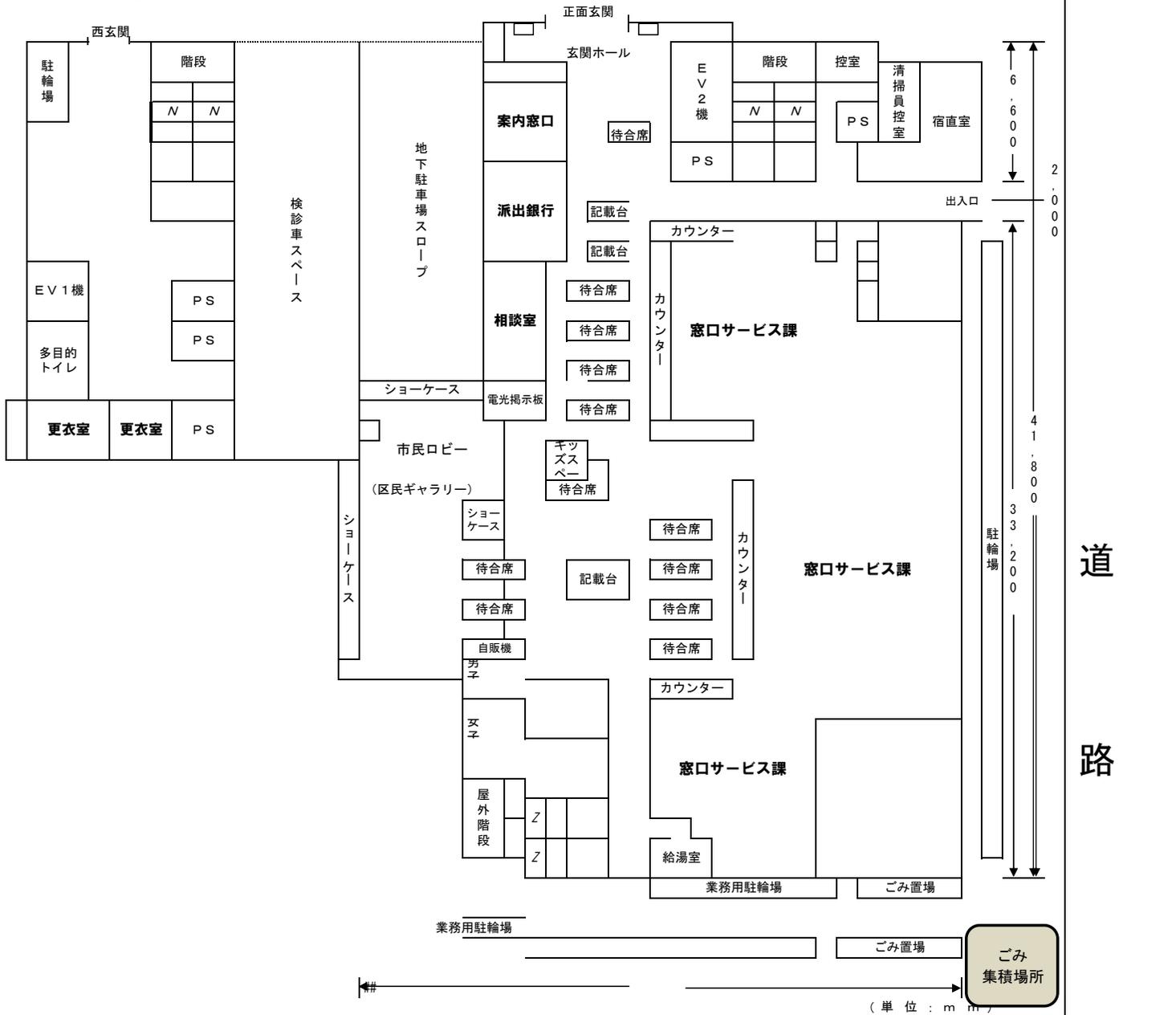
港区役所位置図



ごみ集積場所

※面する道路は北向き一方通行

港区役所庁舎 1階平面図



(別紙1)

業務完了報告書

大阪市港区長 様

所在地
名称
代表者氏名

下記業務（月分）について、業務の完了及び実績を報告します。

記

- 1、契約日：令和 年 月 日
- 2、契約番号：大港総第 号
- 3、事業名称：大阪市港区役所一般廃棄物収集運搬業務
- 4、契約単価： 円/Kg
- 5、履行場所：大阪市港区役所 東側ごみ置き場
- 6、実績：下記のとおり

運搬日	袋数(個)	重量(Kg)
令和 年 月 日 ()		
令和 年 月 日 ()		
令和 年 月 日 ()		
令和 年 月 日 ()		
令和 年 月 日 ()		
令和 年 月 日 ()		
令和 年 月 日 ()		
令和 年 月 日 ()		
令和 年 月 日 ()		
令和 年 月 日 ()		
合計		

(別紙2)

令和 年 月 日

使用予定車両届

大阪市港区長 様

所在地
名称
代表者氏名

大阪市港区役所一般廃棄物収集運搬業務に使用する車両を次のとおり届出いたします。

使用車両	車番	所有者名 ※自動車検査証の所有者または使用者

※使用車両欄には、自社の承認車両の場合は「自社承認車両」、自社の承認車両以外の場合は「予備車両」、他社の承認車両以外の車両の場合は「借受車両」と記入する

※車両届は、作業着手までに必ず提出して承認を受けること。承認を受けていない車両は作業に使用することができない

※車両届には、「車検証（写し）」、「車両写真（前姿・横姿・後姿の3方向より撮影された車番が分かる写真）」を添付すること

※借受車両の場合は所有者の使用承諾書を添付すること

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NO_x・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ
大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の港区役所総務課（連絡先：06-6576-9625）に報告しなければならない。

特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（港区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（港区役所総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。